

発議第4号  
令和5年12月7日

山都町議会議長 藤澤 和生 様

提出者 山都町議会議員 渡根 赤広  
賛成者 山都町議会議員 吉川 美加  
賛成者 山都町議会議員 飯南 政俊  
賛成者 山都町議会議員 長仁 日秀典

山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

上記議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び山都町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第2項の規定により、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

（提出の理由）

令和5年人事院の勧告に伴い、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年山都町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の130.0」を「100分の140.0」に改める。

第2条 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の140.0」を「100分の135.0」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

山都町議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年条例第21号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の130.0</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の140.0</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

山都町議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年条例第21号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の140.0</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の135.0</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>